

出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課 の施策について（一元的相談窓口の運営等）

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

対象団体

全ての都道府県及び市町村

※ 地方自治法に定める特別区を含む
※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
又は体制の拡充に必要な経費
運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
に必要な経費

交付率

原則として必要な経費の2分の1
(共同方式により整備事業を行う場合は10分の1)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

交付限度額

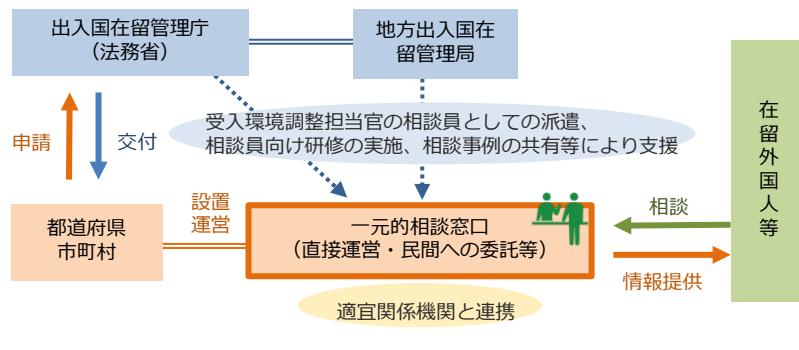
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	—	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
500人未満	200万円	

○運営事業

区分	外国人住民数	単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。
(物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。)
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。